

## 浜松市口腔保健医療センターの使用料等の減免取扱い要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市口腔保健医療センター条例(昭和58年浜松市条例第17号。以下「条例」という。)第9条及び浜松市口腔保健医療センター条例施行規則(昭和58年浜松市規則第24号。以下「規則」という。)第2条に規定する使用料及び手数料の減免の取扱いについて必要な事項を定める。

### (減免の対象者及び減免割合)

第2条 条例第9条の市長が特別な理由があると認め、使用料及び手数料を減免することができる者は、次の各号に掲げる者とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者 免除
- (2) 災害などにより生活が著しく困難となった者またはこれに準ずるものと市長が認める者 免除
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使用する診断書・証明書等の証明を受ける者 免除
- (4) 浜松市学童等災害共済制度共済見舞金の支払請求に使用する診断書・証明書等の証明を受ける者 免除
- (5) その他市長が特別な理由があると認めるもの 減額又は免除

### (減免の申請等)

第3条 前条第2号に該当する者は、規則第2条に規定する申請書に災害など減免を受ける理由の事実を証する書類を添付しなければならない。

- 2 前条第3号による減免については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度で定める様式の提示をもって規則第2条に規定する申請書を提出したものとみなす。
- 3 前条第4号による減免については、浜松市学童等災害共済制度共済制度で定める様式の提示をもって規則第2条に規定する申請書を提出したものとみなす。
- 4 減免については、必要に応じ再申請することができる。減免を受ける理由が同じ場合は、第1項の添付書類を省略することができる。

### (使用料の減免に係る標準処理期間)

第4条 条例第9条に規定する使用料の減免は、即日処理するものとする。

### (減免の取り消し)

第5条 市長は、減免を受けた者が虚偽または不正の行為により減免を受けた場合は、減免を取り消すものとする。

### 附 則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。